

市民税・県民税の 申告は八潮メセナへ

受け付けは、**2月16日から3月15日まで**

市民税・県民税の申告が必要な方

平成19年1月1日現在、市内に住所があり、次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税の申告が必要です。

①給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されていない方

②給与所得者で、給与のほかに所得のあった方

③給与などを2カ所以上の会社から受けている方

④パートやアルバイト、外交員報酬などがあった方

⑤平成18年中に会社を退職され、平成18年中に就職されていない方

⑥年金基金を受けている方や公的年金などを2カ所以上から受けている方

⑦営業等、農業を営んでいる方

⑧不動産所得、利子所得、配当所得、雑所得などがあった方

⑨市内に居住していないが、事務所や事業所または家屋敷がある方

※ただし、所得税の確定申告をされる方は必要ありません。

【参考】下図の「市民税・県民税の申告をする必要があるの?」を参考にしてください。

平成18年中、所得が無かった方で も次の方は申告が必要です

- ①国民健康保険に加入している方
- ②児童(扶養)手当や幼稚園就園奨励費を受給される方

③保育所の保育料算定などで証明書が必要になる方

④どなたの扶養にもなっていない方で、障害者年金、高齢福祉年金を受給している方

⑤市民税・県民税申告書が送られてきた方(申告書は、1月末に郵送しています)

申告する際に持参するもの

①平成18年中の所得が分かるもの

▼源泉徴収票または、給与支払証明書

▼営業等、農業、不動産所得のあった方は、収支の分かる帳簿、領収書など(総収入金額や必要経費などの収支内訳は、自分で必ず合計してご持参ください)

②国民健康保険税の平成18年中に支払った領収書

③国民年金等の控除証明書(社会保険庁等が発行したもの)

④生命保険料、損害保険料の支払証明書

⑤医療費控除を受ける方は、医療にかかった領収書と保険などで補てんされた金額が分かるもの(領収書などは、医療機関別に合計してご持参ください)

⑥印鑑、筆記用具、電卓

事業専従者のいる事業主の方

事業主の方は、申告する際、必ず事業専従者欄に必要事項を記入し、事業専従者の給与支払報告書を市役所に提出してください。

郵送による提出が可能な方

▼平成18年中に所得が無かった方は、市民税・県民税申告書裏面の「平成18年中に所得が無かった方の記載欄」に記入していただき、郵送してください。

▼年末調整の済んでいる源泉徴収票をお持ちの方で、医療費控除など控除の追加が無い方や内容の変更などが無い方は、申告書に源泉徴収票を添付し郵送してください。 ※郵送の際は、同封の返信用封筒をご利用ください。

申告会場での提出

申告会場は、八潮メセナ会場(表1)と出張申告会場(表2)がありますので、各表をご参照のうえ、受付対象地域の受付日に来場されて、申告書を提出してください。

※指定された受付日に来ることができない方は、指定された受付日以外でも受け付けますが、混雑が予想されますので、あらかじめご承知ください。

土・日曜日は休みですが、3月4日(日)に限り、八潮メセナ1階展示室にて、午前9時から正午まで、申告の受け付けをします。 ※午後の受け付けはありません。

市民税・県民税の問い合わせ先
市民税課 市民税係 ☎206

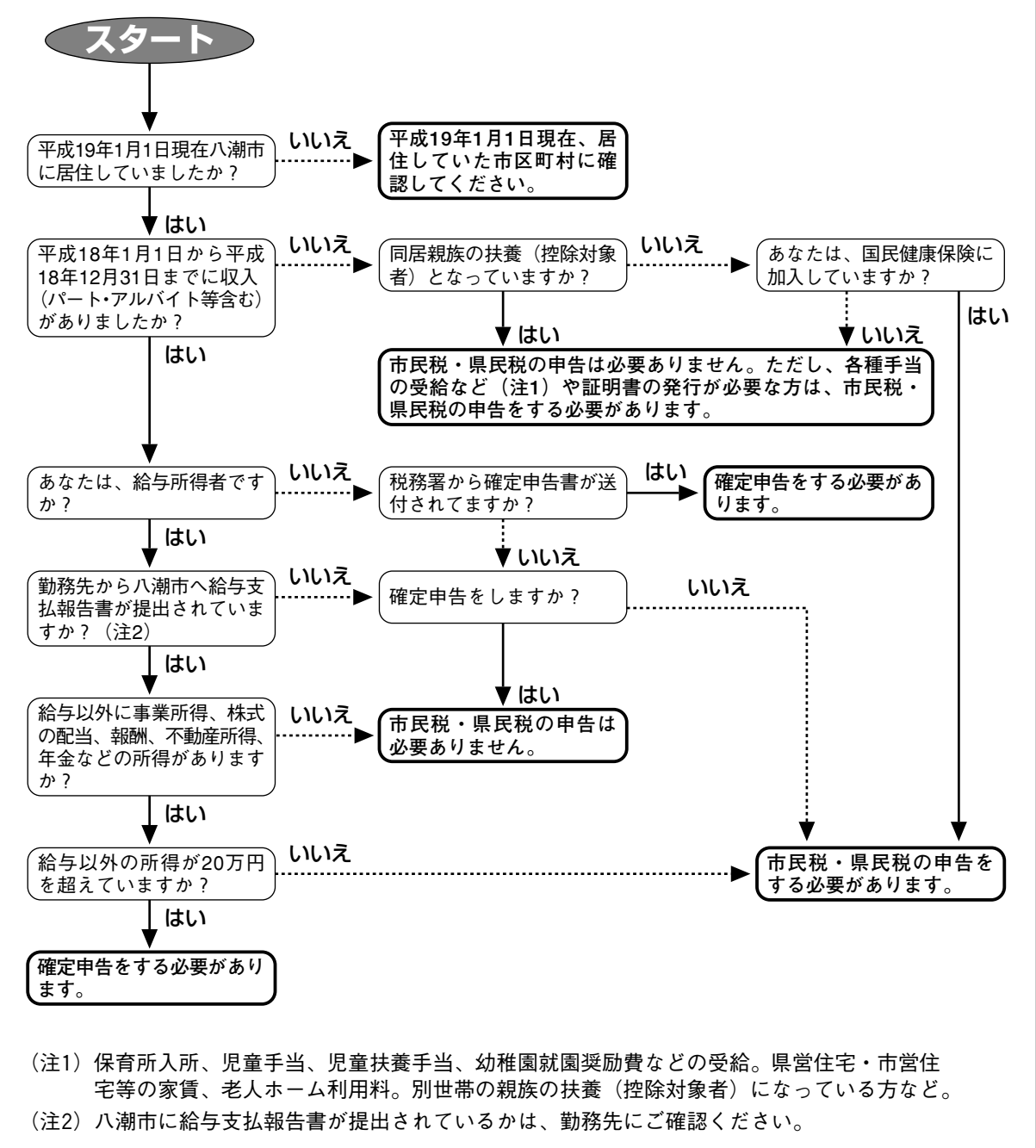
市民税・県民税の申告日程

表1 市民税・県民税申告受付日程
(八潮メセナ会場)

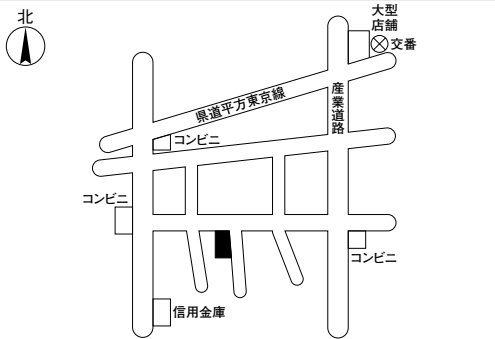
時 午前9時～11時・午後1時～4時
場 八潮メセナ1階展示室

受付日	受付対象地域
2月16日(金)	中央一丁目～中央四丁目
19日(月)	八潮一丁目～八潮四丁目
20日(火)	八潮五丁目～八潮八丁目
21日(水)	緑町一丁目・緑町二丁目
22日(木)	緑町三丁目～緑町五丁目
23日(金)	鶴ヶ曽根
26日(月)	伊草・伊草団地
27日(火)	小作田・松之木・新町
28日(水)	二丁目・上馬場・中馬場
3月1日(木)	木曽根・大原
2日(金)	伊勢野・大瀬・圀
5日(月)	浮塚・西袋
6日(火)	八條・八潮団地
7日(水)	南川崎・古新田
8日(木)	大曽根
9日(金)	柳之宮・南後谷
12日(月)	上記の指定された受付日に、申告に来ることができない方
13日(火)	
14日(水)	
15日(木)	

市民税・県民税の申告をする必要があるの?

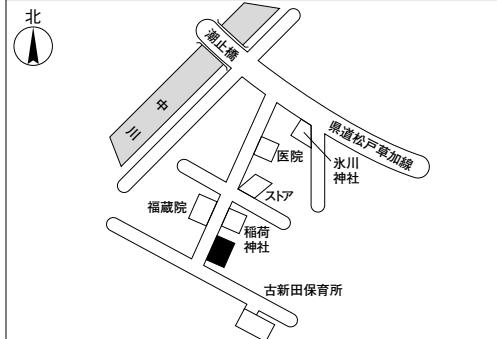


北



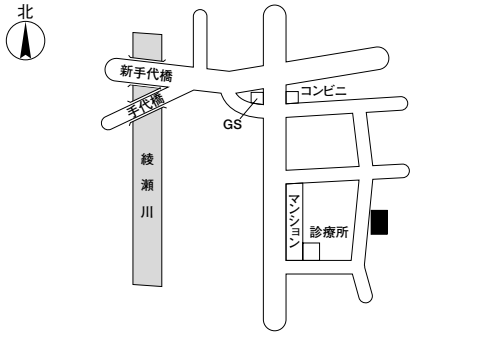
② 大曽根中公民館

北



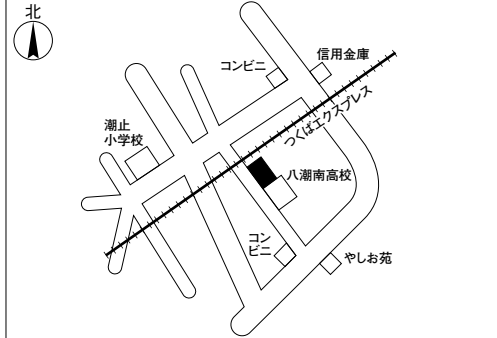
① 古新田公民館

北



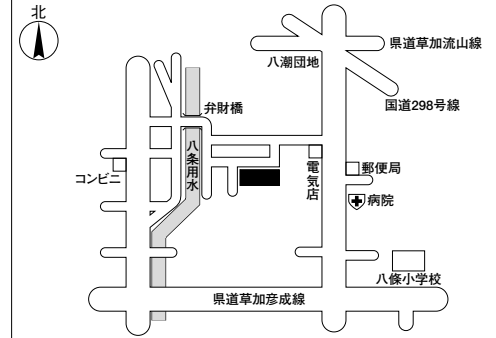
⑤ 資料館

北



④ ゆまにて

北



③ 八條公民館

表2 出張申告会場受付日程

時午前9時30分～11時・午後1時～3時30分

受付日	受付会場	地図
2月19日(月)	古新田公民館	①
20日(火)	大曽根中公民館	②
21日(水)	八條公民館	③
22日(木)	ゆまにて	④
23日(金)	資料館	⑤

確定申告が必要な方

次のような方は、確定申告書の提出が必要です。

① 事業を営んでいる場合や不動産収入がある場合、土地や建物を売った場合などで、平成18年中の所得金額の合計額から、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が、配当控除と定率減税額との合計額を超える方

② 給与所得者で次のいずれかの要件などに該当する方

イ 給与の年収が2千万円を超える方

ロ 2カ所以上から給与を受けている方

ハ 1カ所から給与を受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方

ニ 同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などの支払いを受けている方

「自書申告」を

税務署では、申告納税制度の趣旨から、確定申告書・収支内訳書などの提出書類を、ご自分で正しく作成し、郵送等により提出していただく「自書申告」を推進しています。ご自分で確定申告書が作成できるような相談・指導も行っていますので、ご協力をお願いします。

確定申告は正しくお早めに

越谷税務署では、確定申告が必要であると思われる方に、確定申告書を送付していますが、確定申告書が届かない方でも一定の要件にあてはまる場合には、確定申告書の提出が

受け付けは、2月16日から3月15日まで

所得税・消費税の申告は、越谷税務署へ！

得が20万円を超える方

③ 平成18年の途中で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受

確定申告会場案内図



けなかった方

所得税の還付申告はお早めに

還付の申告は、1月から越谷税務署へ提出することができます。

確定申告の期間(2月16日～3月15日)は、申告相談会場が大変混雑しますので、還付を受けるための確定申告をされる方は、早めに提出してください。

消費税の申告が必要な方

平成16年分の課税売上高が1千万円を超えた方は、平成18年分の消費税の申告が必要です。消費税の相談が必要な方は、早めに越谷税務署へお越しください。

納税は期限内に

平成18年分の確定申告による所得税および消費税の納期限は、次のとおりです。早めにお済ませください。

所得税の納期限は3月15日(木)

消費税の納期限は4月2日(月)

また、振替納税を利用される方の預貯金口座からの振替日は、次のとおりです。

なお、振替期日の2、3日前には預貯金残高をご確認ください。

所得税の振替納税は4月20日(金)

消費税の振替納税は4月26日(木)

安全で便利な振替納税をお勧めします。

確定申告書の作成は便利なホームページで

国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」(関東信越国税局のホームページからもアクセスできます)で作成した所得税・消費税の申告書をプリントアウトし、そのまま提出できます。このコーナーを利用すれば、確定申告書を取りに税務署などに出向かず、自宅で都合の良い時間に申告書を作成することができます。

また、税務署等の申告相談会場で長時間待つことなく郵送で提出できます。ぜひご利用ください。

国税庁ホームページのアドレス

<http://www.nta.go.jp>

関東信越国税局ホームページのアドレス

<http://www.kantoshinetsu.nta.go.jp>

日曜相談会

2月18日・25日の日曜日に限り、越谷税務署申告会場で相談および受け付けを行います。

● 所得税申告会場日程

区分	相談受付日	受付時間	会場
確定申告(青色・白色一般・譲渡・贈与等)	2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日を除く)	午前9時～午後4時(午後4時までに)お越しください	越谷税務署

確定申告の問い合わせ先

越谷税務署

・ 個人課税部門(申告案内窓口)

☎ 960・6766 (3月15日まで)

・ 代表電話 965・8111

〒343-8601

越谷市赤山町5丁目7番47号

● 税理士会無料税務相談日程

区分	相談受付日	受付時間	会場
還付申告	2月19日(月)～23日(金)	午前9時30分～11時 午後1時～3時	八潮メセナ

次のいずれかに該当する方の申告は、越谷税務署です。八潮メセナ会場での申告相談の受け付けはできません。

・ 平成18年中に住宅ローンなどを利用してマイホームを取得した方や連帯債務で借入れをされている方(住宅借入金等特別控除)

・ 土地・建物・株などを売った方

・ 青色確定申告をされる方

・ 損失の申告をされる方

・ 収支内訳書の自書記入のない方

・ 平成18年から事業を始めた方